

# 札幌市立もみじ台中学校



## いじめ防止基本方針

平成28年2月1日策定

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 令和2年 | 12月18日 | 一部改訂 |
| 令和4年 | 4月1日   | 一部改訂 |
| 令和5年 | 4月1日   | 一部改訂 |
| 令和6年 | 3月19日  | 一部改訂 |
| 令和8年 | 6月19日  | 一部改訂 |

# もみじ台中学校

## いじめ認知・対応フローチャート

【参照】札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン

(<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/jidouseito/huzokukikan/huzokukikan.html>)

### 《ガイドラインのポイント》

#### 【判断】

◎学校が重大事態の判断を行う場合、いじめが主たる要因と捉えられない被害であっても、疑いがある段階で教育委員会と協議し丁寧に対応する

#### 【調査方法】

◎重大事態の疑いがある場合、対象生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、重大事態調査を実施する

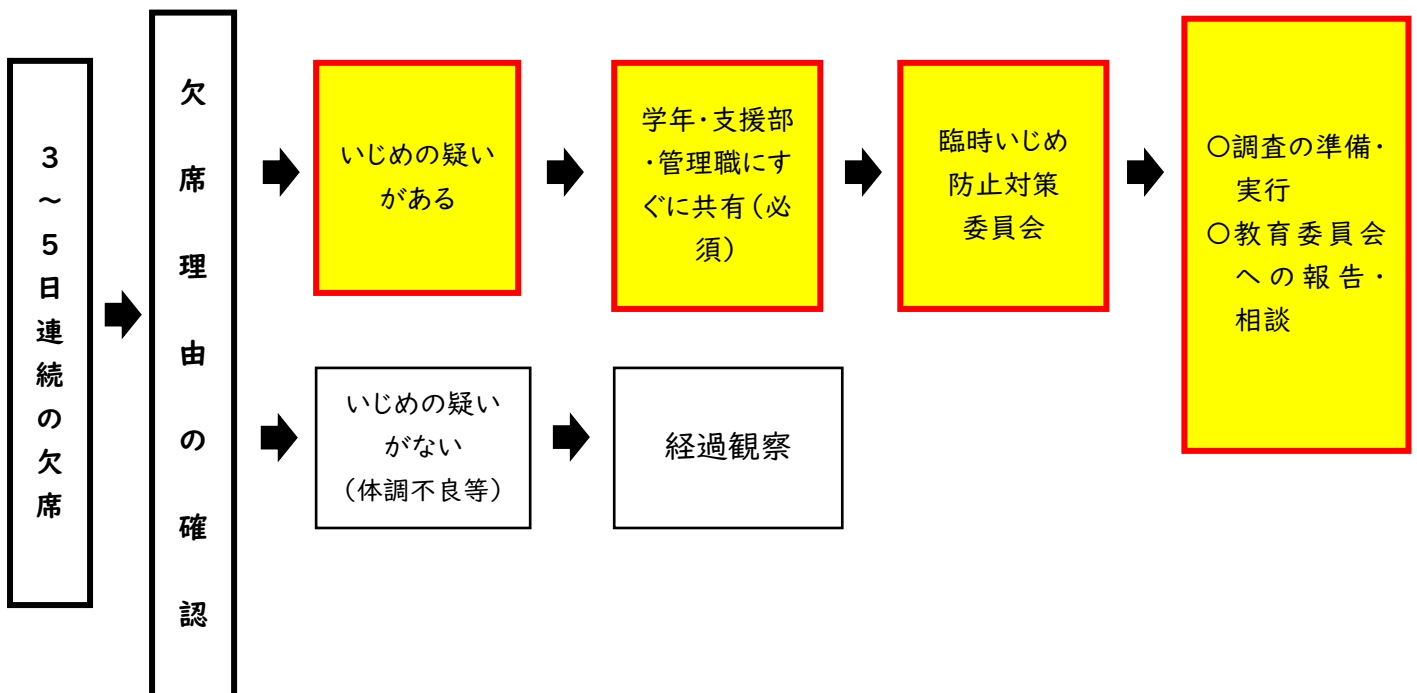
#### 【捜査機関の関与】

◎警察等の捜査機関が関与している事案についても、重大事態に該当する場合には、捜査機関の捜査と並行して調査を実施する

#### 【迅速な調査】

◎**生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は早い段階(3~5日程度)で教育委員会に報告、相談するとともに一定の日数が累積し、登校が見通せない場合には、重大事態が発生したものとして30日に至る前から調査に向けた準備を行う**

◎調査の実施やその対応を行うチームと生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど並行して対処する



## 《いじめ認知・対応の基本の流れ》

|                | 具体的な対応内容   |   | 担当・期限                                     |
|----------------|--|---|---|
| 1. 発見・認知       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活アンケート、悩みやいじめに関するアンケート、教育相談の実施</li> <li>・本人・周囲の生徒からの訴えの傾聴</li> <li>・日常の兆候（欠席急増、衣服の乱れ、孤立等）のキャッチ</li> </ul>   |   | 全教職員<br><b>直ちに</b>                        |
| 2. 即日報告・情報共有   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人で抱え込まず、認知した事実を共有</li> <li>・「生徒指導報告」へ初期情報の記録</li> </ul>   |   | 発見者→学年主任→<br>生徒支援部長→管理職<br><b>認知当日中</b>   |
| 3. 緊急会議        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校いじめ防止対策委員会」の招集</li> <li>・事実確認の進め方、役割分担（被害・加害担当等）の決定</li> <li>・被害生徒の安全確保についての策定</li> </ul>   |   | 学校いじめ防止対策委員会<br><b>報告から24時間以内</b>         |
| 4. 事実確認・聞き取り   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒：全面的な寄り添いと安全な場所での聴取</li> <li>・周囲の生徒：複数の目撃情報から客観的事実を把握</li> <li>・加害生徒：個別に淡々と事実を確認</li> </ul>  |   | 調査担当教員（複数体制）<br><b>速やかに（1～3日以内）</b>       |
| 5. 重大事態の判断・報告  | <b>【通常のいじめ対応】</b>  | <b>【いじめの重大事態調査への対応】</b>   | 学校いじめ防止対策委員会・<br>校長<br><b>事態認知後、直ちに</b>   |
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態の目安（下記）に該当するか委員会で審議</li> <li>第1号：いじめにより児童生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき</li> <li>第2号：いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるとき</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態の目安（第1号・第2号）に該当するか委員会で審議</li> <li>・該当、またはその疑いがある場合は、速やかに札幌市教育委員会（学校教育部児童生徒担当課）へ一報</li> <li>・学校主体調査の実施に向けた準備を開始</li> </ul> |   |
| 6. 組織的指導・保護者連携 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・双方の保護者へ連絡</li> <li>・被害生徒の安全確保（別室対応、登下校支援、オンライン授業の検討など）</li> <li>・加害生徒への毅然とした指導と行動改善の約束</li> </ul>  |   | 学年・生徒支援部長・管理職<br><b>即日～継続</b>             |
| 7. 継続フォロー・調査協力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害・加害生徒への定期面談（週1回以上）、スクールカウンセラー等の活用</li> <li>・いじめ解消基準（目安3ヶ月）に基づく見守り</li> </ul>   |   | 担任・学年・生徒支援部・SC・養護教諭<br><b>事案解消・調査終了まで</b> |

# 札幌市立もみじ台中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

## I いじめ防止等に関する基本的な考え

### 1 目的

いじめがいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係にある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

### 3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) いじめが本校の全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

### 4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

### 5 関係者の責務や役割

基本理念にのっとり、本校及び本校教職員は

- ・本校の生徒の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめを受けていると思われるときは、組織的に適切かつ迅速に対処する。

## Ⅱ 本校における基本的な生徒支援の目標

- 1 学年学級を基盤として、生徒との人間的なふれあいを通じた生徒支援体制を確立する
- 2 相互理解に立った効果的な実践と統一した指導の推進を図る。
- 3 心豊かでたくましい、自立できる生徒を育てる。

頭 … 頭を使おう！ ～生徒理解はまず想像力。

目 … 目を光らせ！ 目を向け！ 目をかけよう！～行動や表情から多くの情報を。

耳 … 耳を澄まし！ 耳を傾けよう！ ～多くの生徒の大きな声に、小さな声に。

足 … 足を運ぼう！ 足繁く！ ～生徒のいるところに、指導が必要な場所に、こちらから寄り添う姿勢で。

口 … 口うるさく！ しかし説得力のある言葉で。 ～時に厳しく、時に優しく。

手 … 手をさしのべよう！ ～困った顔はSOS。チームワークに優る力なし。

心 … 心優しく！ 心豊かに！ ～日々、実践。

『共感的理解やカウンセリングマインドは1日にして成らず』



### 本校における基本的な生徒支援の重点的な取り組み

『チームワークは何にもまさる』

#### 「関係性の重視」

- ・説諭と考え方を教える機会を重視しつつ担任生徒の関係を維持
- ・対生徒、対保護者との関係の重視

「生徒のいるところに教師あり」 理解する→注意する・サポートする→見守る ほったらかしにしない

- ・廊下にいる
- ・死角を作らない
- ・校外指導の積極的展開 … 登校指導や夏祭りの巡視など
- ・朝の玄関指導

#### 「情報の収集、共有、活用」

- ・学年内交流
- ・支援部集約と活用
- ・Google 共有ドライブの活用

#### 「考え方と方向性の統一的理解」

- ・外見的なものへの対応と、行動的なものへの対応
- ・一般生徒への原則指導
- ・心配や懸念に対して、先回り指導を心掛ける
- ・複数指導を原則とし、平常時も一人の生徒に多くの教師が関わる体制を

以上の考え方と方向性を一致させたいうで、多様な指導が展開されることになる。教師同士はお互いの多様さを「察する能力」を磨き、お互いにフォローに努める。その姿勢が「一枚岩」となるように努める。

### Ⅲ 本校の実態

もみじ台地区は 1970 年代以降、市営住宅を中心に都市開発が進められ人口が急増した地域である。本校は、80 年代のピークには生徒数 1000 人を超えるマンモス校であったが、近年は地域の高齢化に伴い生徒数は減少している。

小規模な集団の中で小学校から中学校までを過ごす生徒がほとんどであるため、新たな人間関係を構築したり、集団に関わることが苦手であったりする生徒が一定数見られる。

### Ⅳ いじめ防止等の対策のための組織

- 1 ・いじめ防止対策委員会（生徒支援委員会）をいじめ防止等の対策のための組織とし、定例の会議を月に 1 回開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を 確認する。
  - ・いじめの疑いがあった場合には緊急に開催する。その際、出席可能な構成員のみで会議を開催し、定例の会議で再度確認する。
  - ・いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。
- 2 組織の責任者は校長とし、構成員は以下の通りとする。
  - ・校長 ・ 教頭 ・ 生徒支援部長 ・ 教務部長 ・ 学年主任 ・ 該当担任 ・ 養護教諭
  - ・スクールカウンセラー ・ 特別支援コーディネーター ・ スクールソーシャルワーカー

（必要に応じて、相談支援パートナーや弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者を招集する。）
- 3 活動内容
  - ・いじめの未然防止に関すること。
  - ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）。
  - ・いじめ事案に対する対応に関すること。
  - ・いじめの認知及び解消の判断をすること。
  - ・事例に係る情報の収集と記録、分析を行い、同様の事例の再発を防ぐための対策を具体的に検討すること。
- 4 その他、いじめ防止に関わる生徒の自発的な活動に対する援助を行う。

### Ⅴ もみじ台中学校いじめ対応等の重点的な取組

- 1 未然防止としての取組
  - （1）道徳の時間等を通して、いじめの定義やどのような行為がいじめとなるのか、いじめられている生徒の気持ちはどのようなものかを考えさせるとともに、養護教諭による性と命の健康教育等を行い、自己肯定感を高めるとともに、多様性を認め協力して諸問題を解決しようとする自主的、自発的な態度を育てる。
  - （2）ネットいじめの防止に努める。
    - ・インターネット安全教室等を実施し、情報モラル教育を進める。
  - （3）いじめの定義について、学年 P T A 等を利用し共通理解、共通認識を図る。
  - （4）豊かな心の醸成、温かい人間関係の構築を、全教育活動を通じて取り組む。また、全教育活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育む。

## 2 早期発見としての取組

### (1) 教育相談週間の実施（年2回）

- ・全教師による教育相談活動の日常化を図る。
- ・全ての生徒を対象として、個々に目を注ぎ、教師側から意図的・積極的にはたらきかける。
- ・予防的側面に比重をおき、不適応生徒の早期発見と改善に重点をおいて、指導・助言・援助を積極的に進める。
- ・家庭との連絡を密にとり、協力体制を推し進める。
- ・検査・調査・観察を重視し、資料の活用を図る。

### (2) アンケート調査の実施

全学校で取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、年3回の「生活アンケート」を行う。

## 3 いじめに対する措置

- (1) いじめの相談を受けたときや、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめ対策委員会に報告し組織で判断する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援・いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- (3) 必要があると認めたときは、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を一定期間講ずる。
- (4) いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携して対処する。
- (6) いじめの解消の目安である3ヶ月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- (7) いじめの解消の判断は、事案対処後3ヶ月を目処として、被害生徒及び保護者との面談等による結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、いじめ対策委員会の判断により、より長期の機関に設定するものとする。
- ②被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### 4 重大事態への対処（※P.2 基本の流れ参照）

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会へ報告する。
- (2) 札幌市教育委員会の指示に従い、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果は、調査が終了したときその他必要があると認めるとき、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適切かつ迅速に提供する。

#### 5 緊急時の対応について（※P.2 基本の流れ参照）

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

### VI 年間計画

| 学期                      | 月 | 校内研修会、対策委員会、校種間連携等   | 生徒に対して<br>(実態把握、特別活動等)                                | 保護者に対して<br>(PTA 活動、学校だより等)  | 地域社会に対して<br>(健全育成推進会、町内会関係等)                               |
|-------------------------|---|--|---|---|--|
| 1<br>学期                 | 4 | ・「いじめ」への取り組み年間計画の作成<br>9 いじめ防止対策委員会                              | ・各学年で学年会での実態把握<br><br>・「生活アンケート」の実施<br><br>・教育相談週間の実施 | ・ P T A 総会、学年・学級 P T A での啓発活動<br><br>・ 継続的巡視活動の検討<br><br>・ 学期末懇談会の実施<br>(全学年) | ・ 育成センター、関係諸機関に協力依頼<br><br><br>・ 中学校区健全育成推進会との連携<br>・ 校外巡視 |
|                         | 5 | ・ いじめ等の発見と指導のための校内研修会の実施<br>19 いじめ防止対策委員会                        |   |   |  |
|                         | 6 | 11 札幌教研小中一貫研修会<br>19 「学校いじめ防止基本方針」の見直し                           |   |   |  |
|                         | 7 | 23 いじめ防止対策委員会<br>17 いじめ防止対策委員会                                   |   |   |  |
| 2<br>学期                 | 8 | ・ 校内外の催し物の巡視<br>・ 関係小学校との交流会<br>24 命の大切さに関わる研修会<br>28 いじめ防止対策委員会 |   | ・ 祭典の巡視   | ・ 祭典の巡視  |
| 「子どもの命の大切さを見直す月間」における取組 |   |  |   |   |  |

|         |    |  |   |  |   |
|---------|----|--|---|--|---|
|         | 9  | 18 いじめ防止対策委員会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活アンケート」の実施</li> <li>・「いじめ・悩み実態調査」の実施</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級・学年PTAでの啓発活動</li> <li>・学期末懇談会の実施（全学年）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区健全育成推進会の実施</li> </ul> |
|         |    | 23 「いじめ・悩み調査結果」についてのいじめ対策委員会   |   |  |   |
|         | 10 | 27 いじめ防止対策委員会  |   |  |   |
|         | 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み生活についての計画</li> </ul>                |   |  |   |
|         | 12 | 11 いじめ防止対策委員会  |   |  |   |
| 3<br>学期 | 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み後の校内生活に関する情報交流</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートをもとに個別教育相談</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年末学級PTAでの啓発活動（1, 2年）</li> </ul>                   |   |
|         |    | 29 いじめ防止対策委員会  |   |  |   |
|         | 2  | 19 いじめ防止対策委員会  |   |  |   |
|         | 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業期の生活指導</li> <li>・春休みの生活指導</li> </ul> |   |  |   |
|         |    | 23 いじめ対策委員会  |   |  |   |

## VII 基本方針の点検・評価

いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、学校評価の項目に、いじめの防止、いじめの早期発見のための取組等を加え、適正に評価する。

# いじめが認知された場合の組織対応図

